

平成29年 5 月25日

第 99 回 遠野市農業委員会総会議事録

第99回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年5月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第5号
会議年月日 平成29年5月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 菅原一雄、2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、
5番 奥寺晴夫、6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、
9番 菊池友吾、10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、13番 鬼原壽一、
14番 千葉勝義、15番 佐々木幸悦、17番 北湯口進、20番 鳥屋部静夫、
21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、23番 田中ナオ子、24番 濱田平八郎、
25番 綱木秀治、27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、29番 菊池康祝、
30番 佐々木誠一、31番 佐々木敦緒
欠席委員 12番 山崎登久昭、16番 菊池由雄、18番 阿部正嗣、19番 小向幸子、
26番 多田和敏

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第99回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について
議案第9号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
議案第11号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第14号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第15号 平成28年度遠野市農業委員会業務報告書について
協議第1号 平成29年度全国農業新聞普及推進計画について

開会時刻 午前9時30分

議 長	<p>【開会】 ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、1番、菅原一雄委員に願います。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は24名であります。定足数に達しましたので、第99回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。9番、菊池友吾委員、12番、山崎登久昭委員、16番、菊池由雄委員、18番、阿部正嗣委員、19番、小向幸子委員、26番、多田和敏委員からは欠席する旨の届出がありました。なお、22番、新田佐悦委員、25番、綱木秀治委員からはそれぞれ所用のため早退する旨の届出がありましたので了承したことを報告いたします。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。</p> <p>4月27日、農事組合法人宮守川上流生産組合第13回通常総会に出席いたしました。健全な経営をされているというふうに報告をされておりました。</p> <p>5月10日、遠野市農業再生協議会監査会がJAふれあい営農センターでございまして、出席をいたし、監査をしたところであります。この中で、非常に残念に思ったことは、監査意見としては記載をしませんでしたが口頭で申し上げさせていただきました。それは400haを超えた水田の不作付け地があるということで、このことをどうしようかということが議論されていない。仮に400haに飼料用米を作付したとすれば3億2千万ほどの農家の所得になったわけでありまして、作付する手法というものを議論していないのではないかと非常に残念に思ったところでありますし、市とJAで議論できないものかということ意見を申し上げさせていただいたところであります。</p> <p>5月15日、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡でありまして出席いたしました。</p> <p>5月17日、遠野市農業再生協議会通常総会に出席いたしました。私が監査で、口頭で申し上げたことと全く同じような内容で遠野市土地改良区の鈴木理事長が質問されたということがありまして、やはり農家の代表として農家の所得アップを真剣に考えているのが確認されて良かったと思っております。</p> <p>同じく17日、遠野市農林水産振興協議会監査会に出席いたしました。</p> <p>22日、運営委員会を開催させていただきまして、今日提案する議案の事前審査または農地の日の取り組みということでも話し合いをさせていただきました。</p> <p>以上、会長として出席をさせていただいたことについての報告を終わらせていただきます。</p>
議 長 事務局長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p> <p>それでは、お手元に配布しております遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきまして、先月の総会以降の報告、5月26日以降の主な行事予定について報告いたします。</p> <p>5月10日、農地法等申請締切日でございました。</p> <p>5月16日、農地転用等、今回議案として上程しております農地転用等の現地確認調査を市内一斉に行ったところでございます。</p> <p>そして本日、第99回遠野市農業委員会総会、そして終了後には第1回女性農業委員業務検討会を開催する予定となっております。</p> <p>5月26日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>5月29日、東京に出張でございまして、平成29年度全国農業委員会会長大会及び</p>

	<p>本県選出国會議員への要請活動、それに合わせまして、第9回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰。遠野市農業委員会におきましては、農村振興局長賞を受賞いたしましたので、全国表彰式が開催されますその場で受け取ってまいりたいと思います。出席につきましては、会長と奥寺農政専門委員会副委員長が出席をいたします。</p> <p>5月31日から6月1日までの2日間、岩手県都市農業委員会会長会総会・研修会でございます。14市農業委員会の会長・事務局長が集結いたしまして、順番に開催地を回っているものですが、今年度は当市でございまして、あえりあ遠野、そして研修会につきましては、1日目は馬の里、2日目は宮守川上流生産組合、そしてわさび田ということで、視察・研修を行う予定でございます。遠野市からは会長、会長職務代理者が出席いたします。</p> <p>6月5日、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰、農村振興局長賞受賞に関わりまして、岩手県の農林水産部長報告に参りたいと思います。会長が行って参ります。なお、市長報告でございますが、市長につきましては日程を調整中でございます。</p> <p>6月9日から16日まで、平成29年6月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>6月12日、農地法等申請締切日でございます。</p> <p>6月15日、県の農業会議常設審議委員会が開催されます。会長が出席でございます。</p> <p>6月16日、現地確認の予定です。そしてこの日ですが、遠野市議会新庁舎移転に関わりまして、現在宮守総合支所議場の方で市議会が行われておりますが、6月が最後でございますので、議場のお別れ会の案内が会長に来ておりまして会長が出席いたします。</p> <p>6月23日、第100回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後は今年度最初の第1回農業者年金加入推進委員会を開催いたします。</p> <p>あと6月中旬でございますが、いまだ日にちは確定してございませんが、第1回家族協定推進会議、農地専門委員会、農政専門委員会が開催される予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>【報告】</p> <p>議 長 次に、報告第1号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を報告いたさせます。</p> <p>農地係長 1ページでございます。報告第1号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したもので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>番号1番、届出者はここ数年農地としての使用管理をしていなかったため、雑穀雑草等のリスクが高くなり、さらに表土がほとんどなく放棄すると農地としての利用が不可能だったため、表面に均一に盛土を整地し近隣の畜産農家への牧草供給、若しくは他の飼料用作物の栽培に取り組む計画であり、再度農地として利用するために行うものでございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>議 長 ただ今事務局から報告ありましたことについて、ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>議 長 それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。また、質疑において質問ご意見等がある場合は、挙手の上、議席番号をお示しの上、議長の許可を得てから起立して発言してくださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>【日程第1】</p>
--	---

議 長	<p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、似田貝順一委員、3番、鈴木重徳委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長	<p>2ページでございます。第99回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計8件、51,389㎡。</p> <p>利用集積、今月計6件、17,388㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、146㎡。</p> <p>3ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計3件、1,506㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、14㎡。</p> <p>法第18条第6項、なし。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に、日程第2、議案第8号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>4ページでございます。議案第8号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、借受人が新規就農のため当該農地を借り受けるものであり、使用貸借の期間は記載どおりとなっております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員、お願ひします。</p>
13番委員	<p>13番、鬼原です。16日ですが、●●地区5人の農業委員と事務局2人で現地確認しました。地目の面積が少ないというのがちょっと気になるのですが、6ページの7番の案件が同じ人なので、4人の所有になっているようです。相続4分の1、これをまとめるためには1反以上にならないといけないというのが、その不足分を買ったと。新規就農になっていますが営農的にはどうかと。農地を取得するためにやむを得ないのかなと考えます。新規就農に関してはこれから期待するところ、ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>事務局、10アール要件、下限面積要件について若干説明を加えてください。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。農地法によりまして、農地の権利取得する場合には5反以上という決まりがあるのですが、各市町村の事情において下限面積を設定することができるということで、遠野市では1反以上ということで下限面積の告示をして設定しております。相続であれば10アール未満でも取得できるのですが、贈与の場合</p>

		は耕作目的といった部分の取得になりますので、10 アール以上でなければできないものとなってございます。
議	長	詳しく事務局から説明をしていただきましたが、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第3】 続きまして、日程第3、議案第9号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	5ページでございます。議案第9号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 1番は、当該申請農地の隣接地の所有者からの要請により、畑の畦畔部分を贈与により譲り渡すものです。 2番は、妻への生前贈与により譲り渡すものです。 3番は、後継者である子への生前一括贈与でございます。 4番は、後継者である孫への生前贈与でございます。 5番は、譲受人と譲渡人は本家・分家の間柄であり、遠隔で耕作不便のため贈与により譲り渡すものです。 6番は、譲受人は現在市営住宅に居住しており、今回、居宅と合わせて新規就農により農地を譲り受けるもので、譲渡人も遠隔で耕作不便のため譲り渡すものです。売買価格は記載の通りとなっております。 6ページでございます。 7番は、それぞれ持分4分の1について贈与により譲り渡すものです。 以上、説明を終わります。
議	長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に、●●地区担当委員、お願いします。
25番	委員	25番、綱木です。13号議案と14号議案が関連ありますので一括で説明してよろしいでしょうか。
議	長	はい、お願いします。
25番	委員	これは13号議案で、息子さんの家を建てるために調べたら畦畔部分が空いていた。それから14号議案は、すっかり調べたら農地が通路になっていたということでございます。自分の庭の範囲内です。何ら問題はないと思います。以上です。
議	長	●●地区担当委員、お願いします。
24番	委員	24番、濱田です。5番の案件ですけれども、16日に委員4名と事務局2名で現地を確認しました。場所につきましては、●●●●のグラウンドの北側100mくらいの位置になります。何ら問題ないということで確認をしました。以上です。

議 長	●●地区担当委員、お願いします。
7 番 委 員	7 番、佐々木です。6 番についてですが、場所は●●●●●●から約 800m 上がったところになります。5 月 16 日に事務局と地域委員で確認してまいりました。渡し人の土地は、数年前より住居と農地セットで不動産売り物件としてありました。これまで農地は担い手で作付け等ありましたが、通作路が不便などもあり、受け手もなくなっている状態でした。受け人は現在借家住まいですが、こちらに居を構えて専業農家を営んでおりますので、実家の手伝いをしながら農地を維持していきたいという思いでいるようです。何ら問題ないと確認してまいりました。
議 長	●●地区担当委員、お願いします。
13 番 委 員	13 番、鬼原です。先ほど説明した通り、譲受人と譲渡人はほとんど相続人であって生まれた家の土地です。それを今回 1 人の事業者に継ぐという形ですので問題ないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 9 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 4】 続きまして、日程第 4、議案第 10 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	7 ページでございます。議案第 10 号、農用地利用集積計画の決定について、議案の内容についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めますのでございます。本議案にかかる申請は新規が 5 件、更新が 1 件でございます。 1 番は、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。 2 番は、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 3 番は、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。 4 番は、新規で契約期間 6 年の使用貸借権設定でございます。 5 番は、更新でございます。 6 番は、新規で契約期間 4 年の賃貸借権設定でございます。 各申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であり、集積計画の内容が基本構想に結合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 10 号は、原案

		のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【議案第 5】 続いて、日程第 5、議案第 11 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		8 ページでございます。議案第 11 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、議案の内容についてご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る提出がありましたので、意見を求めるものでございます。当議案に係る決定は利用権設定が 1 件、●●町に係る申請でございます。 番号 1 番、賃貸借権設定、契約期間 10 年でございます。申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明終わります。
議 長		議案の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第 6】 続いて、日程第 6、議案第 12 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長		9 ページでございます。議案第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。本案件は、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は居宅の老朽化に伴い住宅を建て替えるため当申請地を申請したものでありますが、新たに建築する住宅の敷地に不足が生じ、一部が隣接する農地にかかってしまうものであります。本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。以上本案件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものであります。ご審議よろしくお願いたします。
議 長		ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員、お願いします。
7 番 委 員		7 番、佐々木です。5 月 16 日、事務局と地区担当委員で現地確認をしてまいりました。場所は、●●●●●●のグラウンドより北東 100m くらいです。申請地は、現在居住している住宅に隣接している自家採集畑のようでした。申請人は林業法人を経営指定されているので、その車両の通路を確保するため住宅を、新築される住宅を、現在の位置よりずらして計画したいという旨のようです。今回、宅地をずらすことで周辺農地

		等に全く問題はないことを確認してまいりました。以上です。
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて、日程第7、議案第13号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>10ページでございます。議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番は、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在生家に同居しており、独立するため住宅を建築するもので、母から土地を譲り受けることができること、また、生家の居宅に隣接して施行することにより生活の利便性が図られることから、当申請地を適地として選定したものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番は、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は、遠野市長より平成29年1月25日付で遠野農業振興地域、農用地区域からの除外決定通知を受けているもので、農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在生家に同居しており、独立するため住宅を建築するもので、父から土地を借り受けることができること、また、生家の居宅に隣接して施工することにより生活の利便性が図られることから、当申請地を適地として選定したものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番は、植林を目的とする植林用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請につきましては、日照条件が悪く耕作地として不適なため植林しようとするものであり、隣接地も当申請者所有の山林であり活用していくため植林をしようとするものです。第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合は許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上3件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。なお、●●地区につきましては、3条1項の説明に合わせて説明をいただいておりますので、省略いたします。●●地区担当委員をお願いします。</p>

議 長	ただ今の質問は、住宅として小さいと思われるが誤りではないかという質問ですか。
農 地 係 長	面積につきましては、申請された記載の面積ですので間違いはないと思います。
議 長	その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 8】 続いて、日程第 8、議案第 14 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	11 ページでございます。議案第 14 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、当申請地は昭和 47 年から乾燥場に通じる通路として利用し現在に至るものです。相続で取得したため農地の認識がなかったものであり、今回の住宅建築に伴い土地を確認したところ農地であることが判明したものでございます。 以上、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	この議案に関しての現地確認調査は先ほど担当委員から説明がございましたので省略とし、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 14 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 9】 日程第 9、議案第 15 号、「平成 28 年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事 務 局 長	議案第 15 号、平成 28 年度遠野市農業委員会業務報告について、平成 28 年度遠野市農業委員会業務報告書を別紙のとおりということで、ご提案を申し上げます。 別紙には、平成 28 年度遠野市農業委員会業務報告書をお渡ししてございます。これに基づきましてご説明をいたしますが、なお、内容等につきまして、文書等につきましては要点のみ、表の部分についてはお目通しをしていただくということで、平成 28 年度の部分のみを読み上げましてご提案をさせていただきます。 最初に 1 ページ目の『概要』でございます。東日本大震災、昨年 8 月本県に襲来しました、本市にもかなりの被害をもたらした台風 10 号大雨被害からの復旧・復興に向けた支援の継続、これらは平成 28 年度岩手県農業委員会大会で決議をいたしまして、県

知事へ要望をしたところでございます。また、TPP 協定につきましては、さまざまな業務報告の際、状況等申し上げたところでございますが、皆さんご存知のとおりアメリカの新大統領が TPP から離脱するための大統領令に署名をいたしまして、TPP 協定発効のめどは立たなくなる等、情勢は混迷を極めているところでございます。なお、その中で国といたしましては、「農業競争力強化プログラム」を決定したところでございます。このような状況下におきまして、遠野市農業委員会では無断転用、農地の荒廃化を食い止めることを目的に農地パトロールを実施いたしました。また、市と連携しながら農地中間管理事業の周知を図るとともに、「地域農業マスタープラン」の計画見直しを推進するなど担い手の育成に努めてきております。農業委員会内部活動といたしましては、自主研修の開催及び各種研修会への積極的な参加、全国農業新聞の普及拡大、農業者年金加入推進、家族経営協定の締結推進に努めてきてございます。このような活動の「見える化」を図ってきてございます。また、昨年4月に改正されました農業委員会法につきまして、本農業委員会としましては、来年3月2日から新制度に移行になるのでございますが、組織検討会を設定いたしまして農業委員会に関する条例案の素案を作成してきたところでございます。

項目ごとに説明をいたします。

1 農政活動の取り組み、でございます。農業施策の充実に関する要請を、平成28年度岩手県農業委員大会で決議をいたしまして、岩手県知事へ要請したところでございます。また、全国農業委員会会長代表者集会で決議をいたしまして、国会と岩手県選出国會議員への要請を行ってきたところでございます。

2 地域の農地と担い手を守り活かす運動、でございます。農地中間管理事業を効果的に活用いたしまして、担い手への農地集積・集約化を積極的に推進するため、農業委員が中心となり農地の出し手の意向確認、及び、受け手への働きを行いながら市と連携をし、事業推進を図るとともに、地域農業マスタープランにおきましては、見直しが生じた地区で検討会を開催いたしておりますが、委員は担当地区に積極的に参加しましてプランの見直し協議に参画いたしてきたところでございます。農業委員活動記録カード提出100%を目標に取り組みを行ってきました。残念ながら3月31日付現在で達成に至らなかった状況でございます。

3 農業者年金の加入推進、でございます。加入推進につきましては、農業委員、事務局職員及び農協職員が連携いたしまして、個別訪問を行い、3人が新規に加入いたしました。県の目標には届かなかったところでございます。

4 家族経営協定の推進、でございます。家族経営協定につきましては、家族経営協定推進アドバイザーと農業委員及び事務局職員が連携いたしまして、締結家族の拡大の推進を図ってまいりましたが、目標とした1人1協定は達成できませんでした。

5 情報事業の推進、でございます。全国農業新聞を、農業委員1人1部以上普及の目標を定めまして、普及拡大推進の取り組みを行ってまいりました。また、農業委員会だよりを年2回発行、そして遠野テレビを活用し、農業委員活動等を発信してまいりました。

6 農業委員会組織・活動の改革推進、でございます。農業振興地域の変更等に関しまして、市長から意見聴取があった案件等、あらかじめ農地専門委員会で現地確認を行いながら合議し、総会に対して報告するとともに、農地法関係議案の調整等を行ってまいりました。また、農政専門委員会につきましては、本年度は市長から意見聴取があった「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について協議を行ってきたところでございます。さらには、農業委員会等に関する法律改正に係る農業委員選出方法等の素案作成について、市長から封書で依頼がありまして、組織検討会を中心に検討会を行ってまいりました。

3ページにつきましては、「1 予算の執行状況」。これは市の一般会計予算の中で農業委員会分の歳入・歳出を抜粋して、こちらの方に載せてございます。

4ページから6ページまでは、(1) 総会の開催状況。そして7ページにつきましては、(2) 農地専門委員会、(3) 農政専門委員会、(4) 組織検討会、(5) 家族経営協定推進会議の開催状況等。8ページにつきましては、(6) 上閉伊地方農業委員会連絡会、(7) 農業委員研修会、大会参加等。9ページにつきましては、(8) 女性農業委員業務検討会及び活動についての開催状況を掲載してございますので、4ページから9ページにつ

きましてはお目通しいただきたいと思ひます。

そして、10 ページでございます。毎月総会で報告してございます、農地法等関係項目別処理件数でございますが、1 年分を記載してございます。お目通しをしていただきたいと思ひます。

11 ページでございます。「3 農地関係事業」でございます。

(1) 農地 ア 農地法許可申請処理状況につきまして、13 ページ、14 ページに農地法許可申請処理状況一覧を載せてございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。イ 農地移動状況でございますが、15 ページの表 2、農地移動状況のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。他に、ウ 農地法の順守励行、エ 農地相談の実施等行ってきてございます。

(2) 農地法第 3 条による賃貸借のストック面積でございます。平成 28 年度につきましては、62 件、合計面積といたしましては 7,270,725 m²となっております。

(3) 農地法の下限面積緩和及び一般法人等の農地取得における農地法許可申請件数でございます。下の表のとおりでございます。

(4) 農地パトロールの実施でございます。遊休農地の実態を把握するため、7 月 26 日に農地パトロール出発式を行いまして、市内全域で調査を実施いたしました。パトロール実施日はこの表のとおりで、7 月 27 日から 8 月 3 日でございます。結果といたしましては、遊休農地ストック面積でございますが、A 分類が 22.10ha、B 分類 74.20ha という結果でございます。

12 ページでございます。(5) 賃借料情報でございます。平成 28 年 1 月から 12 月までの農地の賃貸借における賃借料を地区ごとに集計し平均を算出したものであり、平成 29 年 1 月 23 日に公表してございます。公表結果につきましては、1 田の部、2 畑の部となっておりますが、この表の通りでございます。

(6) 農地移動適正化あっせん事業でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の集積を推進するため、農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するため、積極的にあっせんを行ってまいりました。事業実績は次のとおりでございます。

(7) 諸証明並びに処理状況でございます。下の表のとおりでございます。916 件ございました。

それでは、16 ページにまいります。農地転用許可に係る面積等の推移について、でございます。件数につきましては、平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月許可件数、28 年 4 月から 29 年 3 月までの申請分でございます。件数の状況でございます。50 件でございます。また、面積の状況につきましては、57,930 m²でございます。

17 ページでございます。17 ページにつきましては、過去 5 年間の状況を掲載してございます。(1) 件数の状況でございます。平成 28 年度 50 件、面積につきましては平成 28 年度 57,930 m²でございます。(2) 転用目的等の状況でございますが、この表のとおりでございます。続きまして 18 ページでございます。面積についての詳細な内容でございます。表のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思ひます。件数としては 50 件、面積としては 57,930 m²、先程来申し上げますが、17 ページから 18 ページ、詳細な状況でございます。なお、件数の構成比でございます。構成比の表をグラフと共に載せてございます。これが 18 ページ、19 ページでございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

20 ページから 22 ページ上段でございますが、これにつきましては、岩手県農業委員会大会が昨年 11 月 10 日に開催されまして、この際に農業委員大会要請議案を、上閉伊地方農業委員会連絡会、釜石・大槌・遠野でまとめ上げまして、県の方に要請した内容でございますのでお目通しをいただきたいと思ひます。

22 ページ中断以降でございますが、第 8 回遠野市農林水産振興大会が 3 月 16 日に開催でございましたけれども、その際に農林畜産部長より報告がありました、各地区からの農林水産業の主な課題及び意見、その提案内容等を集約したものを 22 ページから 24 ページまで掲載してございますので、これについてもお目通しをいただきたいと思ひます。

25 ページ、「5 農業経営基盤強化促進事業」でございます。農業委員による農用地賃貸借等の掘り起こし活動によりまして出し手・受け手の結びつきを図り、農用地の利用権の集積及び農業の担い手育成を図るため、次の事業を行ってございます。

(1) 利用権設定等促進事業でございます。この事業の結果、年度別利用権設定及び所有権移転面積結果につきましては、この表のとおりでございますが、28年度につきましては775件、1,292,956㎡となっております。また、中間管理権設定面積でございますが、6件、55,698㎡でございます。年度末農用地利用集積面積でございますが、なおこれは中間管理事業による配分計画面積は除くものでございますが、平成28年度は3,644件、6,553,893㎡という実績になってございます。

「6 農地中間管理事業」でございます。担い手農家に農地の貸し付けを行う農地中間管理事業によりまして、農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を図ってございます。平成28年度は15件、157,574㎡でございます。

26ページでございます。「7 農業労賃標準額設定」でございます。作業料金の設定を、各管理機関等から意見を頂戴いたしまして、第96回農業委員会総会で決定いたしまして農作業労賃標準額表を作成して4月に農家に配布したところでございます。

「8 地域の農地と担い手を守り活かす運動」でございます。

(1) 新たな農地制度の円滑かつ適正な運用及び、農業委員会の活動計画の策定及び点検・評価並びに審議の透明性の確保、でございます。これについては、農業委員会だより等の広報活動、そしてホームページ等で活動計画及び点検・評価を公開しながら市民の意見を募ったところでございます。

(2) 農地の利用状況調査に基づく遊休農地の発生防止及び解消対策の強化、でございます。農業委員が担当地区を中心にパトロールを実施してございますし、7月15日の「農地の日」には遊休農地の除草とエゴマの移植等活動を行ってきたところでございます。また、遊休農地利状況調査等行ってまいりましたし、優良農地の確保・有効利用を図るため、農地の権利移動・転用許可等の適正執行、農振法への適切な対応等、様々な運用の徹底を行ってきたところでございます。

(3) 担い手等への農地の面的集積の推進、「地域農業の新たなパートナー」づくりの推進及び個別経営体や集落営農組織の活動支援、でございますが、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化の推進を図ってまいりました。また、集落営農組織への活動支援、そして家族経営協定締結の促進を通しまして、担い手の農業経営改善に支援・協力を図ってきたところでございます。

27ページでございます。農家台帳等につきましては、各種証明書及び農地中間管理事業に対応する基礎資料のための農地相談を通じ、農家台帳整備を行ってきたところでございます。

「10 情報事業」。

(1) 全国農業新聞普及拡大、でございますが、農業委員1人が年間新たに1部以上申し込みを目標に購読推進を図ってまいりました。その結果、全体購読部数につきましては、一関市、奥州市に続き県内第3位でありました。また、3年連続して「全国農業新聞普及優秀農業委員会・団体表彰」の受賞となったところでございます。

(2) 農業委員会だより発行、でございます。年2回、9月と3月発行してまいりまして、農業委員会の業務の発信、耕作放棄地解消のための農地パトロール、農業者年金の加入推進、新たな試みといたしまして若手農業者の紹介などを記載した農業委員会だよりを市内全戸に配布してございます。

(3) 遠野テレビ「アスト通信」による周知、ということで、3回ほどアスト通信放送を通じ農業委員会活動の周知を市民に図っているところでございます。

また、今年度新たに9月23日開催いたしました第91回総会のダイジェスト版を放送し、農地法の許認可や農業経営基盤強化促進法等の審議内容、過程を市民に周知したところでございます。

「11 家族経営協定の普及活動」でございます。28ページでございます。家族経営協定推進アドバイザー11名を中心に農業委員全体で推進いたしまして、家族経営協定締結に結びつけ担い手の経営支援を図ってきたところでございますが、目標には、残念ながら達成はできなかったところでございます。新規の件数といたしまして11世帯、見直しによる再締結7件という実情でございました。

それでは、29ページでございます。「12 農業者年金業務」でございます。農業者年金加入推進月間を7月・8月、12月～2月に設定いたしまして、戸別訪問を中心に農業者が参集する会議、座談会等で加入を働きかけまして、岩手県農業会議が示しました

	<p>4名の目標達成に向け活動してまいりましたが、通常加入3名の新規加入、政策支援加入1名の再加入がありました。再加入は目標達成にカウントされないため、県の目標には届かなかったところでございます。あとは通常業務、年金受給者及び被保険者の帳票管理、年金相談など適切な事務処理に努めてきたところでございます。詳細は、裁定請求者数、内訳等はこの表のとおりでございます。</p> <p>30ページから31ページにつきましては、参考資料といたしまして、「1 遠野市農業の概要」。農業センサスを中心とした統計資料でございます。</p> <p>32ページから33ページにつきましては、「2 遠野市農業委員会の概要」。</p> <p>34ページにつきましては、「3 遠野市農業委員会委員名簿」。</p> <p>内容につきましては以上でございます。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>1年間の、遠野市農業委員会の活動内容について、業務内容についてまとめたものでございます。説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】</p> <p>次に、協議第1号「平成29年度全国農業新聞普及推進計画について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号でございます。資料は封筒の中に入れてございますので、ご覧いただきたいと思っております。平成29年度全国農業新聞普及推進計画について、ご説明いたします。これにつきましては、5月22日に開催されました第1回運営委員会の中でも協議いただいております。資料は大きく3つになっております。1枚目が後日ご協議いただく普及推進計画の説明書、2枚目から4枚目が資料1岩手県農業会議から示された取組方針、最後の資料が資料2「普及推進計画書」として岩手県農業会議に提出しようとするものです。</p> <p>資料1枚目をご覧ください。1番として、課題と目標を記載してございます。購読中止の増加や新規申込の伸び悩みにより購読部数が減少している状況が、先ほどご審議いただいた業務報告書のとおりでございますが、県全体の購読部数が3,000部を下回った場合には月に一度掲載される岩手県版が廃止されることとなるため、より地域に密着した情報提供も危ぶまれます。このような状況の中において、農業経営に役立つ情報提供、農業委員会活動の「見える化」のためにも、例年どおりではあります、「農業委員一人1部普及拡大」を目標に普及活動に取り組むものでございます。</p> <p>その普及目標の設定ですが、資料の2番、普及計画に記載してございます。(1)に下限目標343部とございますが、これを下限として農業委員会独自に設定するように取組方針に示されてございます。(2)のイとなりますが、「農業委員一人1部普及拡大」を目標に推進することで設定しました独自目標を記載してございます。今年度の普及目標367部。当市の平成29年5月末現在購読部数が331部、これに農業委員一人1部の31部と事務局分5部、合計36部を合計して求めてございます。ウの購読推奨者として働きかけをする目標人数は36人。エの普及強化月間は、前期は6月から7月、後期月間を10月の総会で確認し、後期11月から1月に設定する普及強化月間で目標を達成することを計画するものでございます。なお、普及活動に当たりましては、「購読者名簿」の活用により推進をお願いするものでございます。資料の後ろから2枚目に表がありますが、平成28年12月の登録部数が一関市366部、奥州市350部に次いで遠野市は328部と、県内第3位の成績でございます。このような素晴らしい成績をこれまで</p>

<p>議 長</p>	<p>築いていただいておりますので、今年度におきましても各委員のご協力をお願いいたします。また、事務局といたしましても推進を頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議お願ひします。</p> <p>全国農業新聞普及拡大、情報活動ということでの業務になりますが、事務局の説明が終わりました。何か質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>【その他】 それでは、その他に入ります。委員の皆様からございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>よろしいですか。事務局からは。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>本日お配りした配布物でございます。封筒の中に入れておりますが、2部ございまして、ご説明いたします。</p> <p>1つは通知文書について、でございます。例年どおりの内容ではございますが、市では6月1日から9月30日まで上着やネクタイを着用しなくても良いということにしております。農業委員の皆様も、この間におかれましては半袖シャツやポロシャツ等で清涼感のある服装をお願いするものでございます。</p> <p>2つ目は5月分の活動報告書でございます。6月12日までに提出をお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今事務局から説明ありましたことについて、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>先程、千葉委員の方からご指摘あったように、活動記録カードはきちんと提出されている委員の方が多いわけでありますから、全員で100%提出をしましょうということで、毎月このように様式を提供しているわけでございますからよろしくお願ひをいたします。よろしいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それではその他で私の方からであります。今日総会においてご指摘あったように、言い訳するつもりはございませんけれども、1人の職員が休んでおります。従って5人しかいないわけですからそれぞれの担当、3条の関係、基盤法の関係等担当が決まっておりますから、その1人に休まれてしまうと滞ってしまうという状況でありまして。今回の総会の資料作りにも事務局の担当が決まっているわけで、私も内容確認してきましたけれども、それでも今日議案書を間に合わせて作ることができました。職員にも、管理については注意を払って、過ちのない議案書を作っていただきたいと思っております。</p> <p>なお、農業委員会に関する法律の改正によりまして、来年の3月1日をもって私たちの任期が終了するわけでありまして。そして新たな農業委員会の組織ということになりますけれども、この新法に対応した条例案につきまして市長から素案作成の依頼がありまして、農業委員会では組織検討会を設置して素案作成をしていただきました。先般、市長の方へ届けましたところ、市長が素案どおりこれで「了」ということでありまして、大変ありがとうございましたということでありました。9月の市議会で、検討会で議論いただき総会をもって「了」とした内容で、新しい農業委員会の組織条例として提案をされるということでありました。組織検討会の皆様には重ねてお礼を申し上げたいと思っております。大変ありがとうございました。</p> <p>それから、耕作放棄地解消コンクールに応募しておりました遠野市の解消対策は全</p>

国2位ということでありまして、大変高い評価をいただいたところでありまして。28日に上京して、29日の全国農業委員会会長代表者集会の席にて受賞の折となります。市長からも「頑張った」というお言葉を頂戴しているところでありまして、この件はきちんと受賞後に報告をさせていただきますということをお話しておりますので、市長への報告と併せて岩手県農林水産部長へも報告すべきと岩手県農業会議の方から連絡がありましたので、5日に岩手県農林水産部長の方へ報告をしております。このことは、10年ほど前から耕作放棄地解消部会というのを立ち上げて、本市ではタフビジョンで「耕作放棄地ゼロ宣言の町」が打ち出されましたのでこれに向かって調整をしてきた結果このような輝かしい受賞となるということでありまして運営委員会の中では大変素晴らしいことであるから受賞祝賀会も検討してはという声もございますのでそれに向けて協議をしてみたいと思っております。

以上、私からの報告をさせていただきました。

【閉会】

以上をもちまして、第99回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午前11時5分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

議

長